

実施項目	具体的取組項目	主な取組内容
I-1 地域主権改革に対応した自治体づくり		
(1) 義務付け・枠付けの見直しに基づく地域の実情に沿った特色あるルールづくり	滋賀らしさのある条例づくりの検討	<p>■ 第1次～第3次一括法の成立を受け「施設・公物設置管理基準」を中心に本県独自の基準を規定</p> <p>(例) ・児童福祉施設の設備および運営に関する基準 → 乳幼児の心身の健全な発達のため、国基準を超えて、乳幼児の保護に直接従事する職員を配置するよう努めること(努力義務)を条例で規定</p> <p>・障害福祉サービス事業の整備および運営に関する基準 → 事業所の負担を軽減し、日中活動の場の整備を促進するため、特定のサービスの施設規模について、国基準(20人以上)を下回る定員基準(10人以上)を条例で規定 等</p>
(2) 国への積極的な政策提案活動の実施	国への政策提案活動の実施	<p>■ 春と秋の政策提案活動に加え、必要に応じて、政府への緊急提案活動を実施</p> <p>(例) ・医工連携ものづくりによる地域活性化について(H25春) → 地域の“ものづくり力”を活かした『滋賀健康創生』特区が、地域活性化総合特区に指定</p> <p>・外来生物対策について(H25春・秋) → H26年度より国直轄によるオオバナミズキンバイ防除が実施 等</p>
(3) 横つなぎの総合行政の実現	①部局横断的な政策課題に一体的に対応できる部局編成	<p>■ 部局横断的な企画立案・総合調整を行う総合政策部を設置(H23年度)し、滋賀県基本構想で定める8つの未来戦略プロジェクトを部局横断的・戦略的に推進</p> <p>■ 「鳥獣被害対策本部」を設置(H24年度)し、総合的な鳥獣被害対策を推進</p> <p>■ 関係する部局と研究機関による環境保全スキームとして「琵琶湖環境研究推進機構(H26年度)」を創設 等</p>
	②基本構想に掲げる未来戦略プロジェクトごとの目標管理による施策の推進	<p>■ 基本構想に掲げる未来戦略プロジェクトごとの指標や、毎年度策定する基本構想実施計画の事業目標の到達度、外部環境等の変化等を踏まえ、その後の施策を展開</p> <p>■ その過程において、次年度施策構築に向けた知事と部局長との政策課題協議を実施</p>
(4) 府県境を越える広域的課題への対応	①関西広域連合での広域的取組の推進	<p>■ 広域計画に基づく7つの分野別広域事務の円滑な実施および広域課題への対応のための企画調整事務の推進</p> <p>(主なもの) ・広域的な原子力災害対策の推進 ・府県境を越えた鳥獣保護管理の推進 ・調理師等資格試験の一元化(H25.4) ・琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会の設置(H26.7) ・京滋地域ドクターヘリの滋賀県への配備決定(H25.11)</p>
	②広域行政推進会議での広域的行政課題の検討・施策化、近隣府県との連携強化	<p>■ 広域行政推進会議の開催</p> <p>■ 「広域連携推進のための戦略検討調査」報告(H27.3)</p> <p>■ 「広域連携推進の指針」の策定(H24.10)、同指針の改定案の取りまとめ(H27.3)</p>